

大阪市告示第16号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和7年1月10日

大阪市長 横 山 英 幸

特定生産緑地の指定解除

番号	名 称	区	地 番	特定生産緑地の面積
1	安田二丁目3号	鶴見区	安田二丁目110番1	約0.14ha
2	茨田大宮一丁目6号	鶴見区	茨田大宮一丁目104番	約0.09ha
3	矢田一丁目8号	東住吉区	矢田一丁目30番1	約0.04ha
4	矢田一丁目8号	東住吉区	矢田一丁目30番3	約0.03ha
5	矢田一丁目8号	東住吉区	矢田一丁目31番1	約0.1ha
6	矢田三丁目1号	東住吉区	矢田三丁目13番1	約0.1ha
7	矢田三丁目1号	東住吉区	矢田三丁目13番2	約0.004ha
8	矢田三丁目1号	東住吉区	矢田三丁目13番3	約0.0023ha
9	矢田三丁目1号	東住吉区	矢田三丁目14番1	約0.1ha
10	矢田三丁目1号	東住吉区	矢田三丁目14番2	約0.0021ha

11	住道矢田三丁目 3 号	東住吉区	住道矢田三丁目 9 番 2	約0.0013ha
12	住道矢田三丁目 3 号	東住吉区	住道矢田三丁目10番 2	約0.01ha
13	住道矢田三丁目 3 号	東住吉区	住道矢田三丁目602番 1	約0.13ha
14	住道矢田三丁目 3 号	東住吉区	住道矢田三丁目602番 2	約0.13ha
15	住道矢田五丁目 4 号	東住吉区	住道矢田五丁目18番 1	約0.15ha
16	住道矢田五丁目 4 号	東住吉区	住道矢田五丁目18番 2	約0.02ha
17	住道矢田六丁目 3 号	東住吉区	住道矢田六丁目26番 3	約0.05ha
18	長吉瓜破工区49号	平野区	長吉川辺三丁目502番 6	約0.12ha
19	長吉瓜破工区60号	平野区	長吉川辺三丁目515番 8	約0.11ha
20	長吉東部工区11号	平野区	長吉六反二丁目1140 番	約0.04ha
21	長吉東部工区11号	平野区	長吉六反二丁目1147 番	約0.03ha

(経済戦略局産業振興部産業振興課)